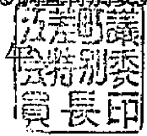


平成25年 3月 5日

江差町議会議長 打越 東 亜 夫 様

管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会

委員長 薄 木 晴



管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件

平成24年第2回定例会 発議第13号

管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する事務調査について

2 調査の経緯及び結果

平成24年5月、理事者から町内砂川地区において民間事業者による管理型産業廃棄物処分場の建設計画についての概要説明を受け、住民の視点に立ち調査と検討を行なうため、同6月の第2回定例会に本委員会を発足した。

以降5回の会議と1度の現地視察により調査を行った結果について次のとおり意見を付して報告する。



<意見>

1. 施設の必要性

管内には管理型産業廃棄物処理施設が皆無であり、一次産業では廃棄対象のビニールや漁網、また建築業では一部の廃材等といった町内で発生する管理型産業廃棄物については胆振など他管内へ輸送しているのが現状である。

それらを地元で処理できることは地域住民・事業所にとって輸送費等のコスト減はもとより、不法投棄抑制にも寄与することが想定されることから、民間での建設計画について歓迎するものである。

2. 同様施設の視察

委員会は、昨年10月末に同社が赤平市と江別市で既に稼働している同様の施設を視察したが、それぞれが大規模農業地帯や人口が多い都市近郊でありながら、安全性を十分確保した堅実な稼働状況を確認することができた。

3. 地域企業・人材の活用を

施設の建設は北海道から許可となる今年6月以降と想定されるが、その際、事業者に対し建設工事に当たっては是非とも地元業者を参入させることと、施設の稼働に向けては積極的な地元雇用を要請していただきたい。

4. 運搬に際する安全確保

施設への廃棄物の搬入は大型車両等が国道から狭隘な町道を経て入ることになる。

子どもたちをはじめとした住民の安全確保に向けて、業者には安全対策を徹底させるとともに、町としても、安全なアクセス道路の整備を検討されたい。

5. 協定書に基づいた町としての関わりを

稼働による何らかの異常事態を確認した場合など、町は速やかにその事実を業者から情報収集したうえで改善させることはもちろん、その情報を住民に開示すること。

また、住民が施設の稼働に不安を訴えた場合にはしっかりと町が窓口となり対応すること。

6. 供用終了後の管理

処分期間は10年程度と想定されているが、供用を終えても施設は存在することになる。町は、事業者に対し、未来へ責任をもった管理体制を堅持するよう徹底すること。